

障害福祉サービス事業（短期入所）かえで利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人足立邦栄会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に事業者が利用者に対して提供する障害福祉サービス短期入所について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、障害福祉サービス短期入所（以下、「短期入所サービス」といいます。）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとし、第11条の契約の終了事由がない限り、短期入所サービスを利用できます。

第3条（短期入所サービス計画）

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を盛り込んだ短期入所サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成します。事業者は、サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者、家族に説明し同意を得ます。

第4条（短期入所サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス計画に沿って、利用者に食事、介護サービス、その他障害者総合支援法令の定める必要な援助を提供します。また、サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状況などに応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、【重要事項説明書】のとおりです。利用者の希望する個別のサービスについては、事業者は、利用者と協議の上、サービス計画に盛り込むように努めます。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 4 【重要事項説明書】に記載されていない利用者の希望するサービスについては、事業者は利用者及びその家族と協議の上、サービス計画に盛り込み、提供できるように努めます。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、短期入所サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。

- 3 利用者は、月～金曜日の午前10時から午後5時まで間に事務所にて、利用者に関する第3項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録複写物の交付を受けることができます。

第6条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額に明細書を添付して、翌月10日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、原則として前項の請求のあった料金を、当月の20日までに事業者の指定する金融機関に振り込みにより支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。

第7条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護給付費等給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 2 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

第8条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対し、サービス提供日の前日午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日午後5時）までに連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止できます。
- 2 利用者が、正当な理由なくサービス提供の前日午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日午後5時）までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金との支払いと合わせて請求します。

第9条（利用期間中のサービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、前日の午後5時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所の日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
- 3 第1項及び第2項に定めるもののほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所サービスは終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第10条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることはありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者や家族などに対して社会的な通念を逸脱する行為を行った場合

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は7日間の予告期間において事業者文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は除きます。

 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの料金を正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - (2) 利用者又はその家族が、事業者や職員、または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - (3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
- 4 利用者の短期入所サービスについての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給決定期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応できることとします。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の障害者支援施設等に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 65歳を迎える誕生日の前日

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、第三者に対し、利用者やその家族の個人情報を提供しません。ただし、利用者の疾病の治療を

迅速かつ円滑に行うため、情報提供書、看護記録等関係する情報には、利用者の申し立てがない場合は同意があったものとして関係機関に情報提供を行います。

第13条（虐待等の禁止）

事業所及びその従業者は、利用者に対し、以下のような身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等の暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- (2) 食事を提供しない等、利用者自身の身体的・精神的状態を悪化させる行為。
- (3) 脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える行為。
- (4) 性的な行為またはその強要等の嫌がらせをすること。
- (5) 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

第14条（損害賠償）

事業者は、短期入所サービスの提供に伴って、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、利用者に故意または重大な過失がその利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものとします。

第15条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、短期入所サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかにかかりつけ医に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- 2 短期入所サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえその指示に従うものとする。

第16条（連携）

事業者は、短期入所サービスの提供にあたり、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通ずつ所有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事 業 者

事業者名 社会福祉法人 足立邦栄会 かえで（事業者番号 1312101254 ）
（指定障害者福祉サービス事業 短期入所）

住 所 東京都足立区皿沼2丁目8番8号

代表者名 理事長 新井 五輪子 印

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 ・ 立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 ・ 立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

同意権者記載欄

【 契 約 書 別 紙 】

1. 利用料金

(1) 介護給付費（福祉型短期入所サービス費）

① 基本料金（一日あたりの負担額） 単位数×11.20

利用種別	介護度	単位数	短期入所 サービス費	利用者負担額
福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	区分 6	923単位	10,337円	1,033円
	区分 5	784単位	8,780円	878円
	区分 4	648単位	7,257円	725円
	区分 3	583単位	6,529円	652円
	区分 1・2	509単位	5,700円	570円
福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ）	区分 6	602単位	6,742円	674円
	区分 5	527単位	5,902円	590円
	区分 4	318単位	3,561円	356円
	区分 3	240単位	2,688円	268円
	区分 1・2	173単位	1,937円	193円

※ 利用者負担額は、日単位で計算した短期入所サービス費の1割で、おおむねの額です。

但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

※ 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）は、日中の時間帯（昼食）を含むサービスを提供する場合の短期入所利用日の費用

※ 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）は、日中の時間帯（昼食）を除くサービスを提供する場合の短期入所利用日の費用

② その他の加算・減算 等

下記の項目をご利用または対象となると、その分が基本料金に加算・減算されます。

項 目	単位数	利用者負担 額	備考
短期利用加算	30単位	33円	
	利用日から1年間で30日まで		
重度障害者支援加算（Ⅰ）	50単位	56円	
	区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 ※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合は、+100単位/日 上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合は、+50単位/日		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	30単位	33円	
	区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 ※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合は、+70単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+50単位/日		

地域生活支援拠点等の場合の加算	100単位	112円	
	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、利用を開始した日に加算 加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、更に200単位／日を加算		
集中的支援加算（Ⅰ）	1,000単位	1,120円	
	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合 ※3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算		
集中的支援加算（Ⅱ）	500単位	560円	
	集中的な支援が必要な利用者を他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合 ※3月以内の期間について加算 ※加算（Ⅱ）を算定する場合は、加算（Ⅰ）も算定可		
医療的ケア対応支援加算	120単位	134円	
	福祉型短期入所サービス費を算定している短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、短期入所等を行った場合		
重度障害児・障害者対応支援加算	30単位	33円	
	福祉型短期入所サービス費を算定している短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該短期入所事業所等の利用者の数に50%を乗じて得た数以上である場合		
医療連携体制加算（Ⅰ）	32単位	35円	
	特別な医療的ケアを必要としない利用者に対して提供時間が1時間未満		
医療連携体制加算（Ⅱ）	63単位	70円	
	特別な医療的ケアを必要としない利用者に対して提供時間が2時間未満		
医療連携体制加算（Ⅲ）	125単位	140円	
	特別な医療的ケアを必要としない利用者に対して提供時間が2時間以上		
栄養士配置加算（Ⅰ）	22単位	24円	
	常勤の管理栄養士又は栄養士1名以上		
栄養士配置加算（Ⅱ）	12単位	13円	
	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置		
利用者負担上限管理加算	150単位	0円	
	月単位で、ご利用者のみ		

食事提供体制加算	48単位	53円	
	収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること ②利用者ごとの摂食量を記録していること ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること		
緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	270単位	302円	
	家族の急病等により緊急で利用した場合 7日間、上限14日間		
定員超過特例加算	50単位	56円	
	緊急短期入所を受け入れたことにより定員超過した場合、10日間。利用者全員について		
送迎加算(片道)	186単位	208円	
	足立区内と事業所から概ね5km圏内		
虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
情報公開未報告減算	所定単位数の5%を減算(施設入所支援事業の項目参照)		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	総単位数に18.6%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	総単位数に19.3%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数に16.5%を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数に14.2%を乗じた単位数を加算		

(2) 介護給付対象外サービスの利用料金

サービス項目	サービス内容	金 額
食 費	朝食	3 5 0 円
	昼食・おやつ	6 7 5 円
	夕食	4 7 5 円
水光熱費	水光熱に要する費用	3 2 5 円
理美容代	希望する場合	2, 0 0 0 円～

※上記の食費は、食事提供体制加算対象外の方の金額です。

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等は、実費をいただきます。

※但し、食費・光熱水費については、所得に応じて補足給付があります。

※食事提供体制加算(補足給付)対象者

サービス項目	サービス内容	金 額
食 費	朝食	2 5 4 円
	昼食・おやつ	2 8 4 円
	夕食	3 0 4 円

2. 支払い方法

当月分を1ヶ月ごとに清算し、翌月10日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動口座引き落とし、もしくは指定金融機関への振込みでお願いいたします。

但し、これに寄り難い場合は、ご相談に応じます。

3. キャンセル料金

正当な理由なくサービス提供の前日午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日午後5時）までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合、又は連絡がなかった場合は、料金の全部又は一部をキャンセル料としてお支払いいただきます。